

入札監理小委員会における審議の結果報告 公害健康被害補償業務の徴収関連業務

独立行政法人環境再生保全機構の当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

(1) 事業概要

公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という）第 52 条第 1 項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者から徴収する業務の一部について外部委託するもの。

- ・ 申告関係書類の印刷※・封入・発送
- ・ 事業者の相談及び問合せ対応
- ・ 説明会の開催
- ・ オンライン申告の促進※
- ・ 用紙申告等による申告書等の受理及び点検
- ・ 教育体制の構築※ 等

〈注〉 ※は今期からの新規追加業務

(2) 事業期間

令和 5 年 10 月～令和 10 年 9 月（5 年間）

(3) これまでの経緯

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日）において、「公害健康被害補償業務につき、次期中期目標期間から民間競争入札を導入する」とされたもの。平成 19 年 12 月の基本方針（別表）において選定された。

前期（市場化テスト 3 期目）において、1 者応札となり、競争性の確保について課題が認められたところ。

2. 実施要項（案）等の主な変更・修正等について

(1) ICTの活用

①事業者の相談及び問合せ対応

事業者の相談及び問合せ対応につき、ICTを活用するなど創意工夫を図り、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に資するのであれば、いかなる提案でも可能とした（資料1—2 P20）。

②説明会の開催

説明会の開催方法につき、ICTを活用するなど創意工夫を図り、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に資するのであれば、いかなる提案でも可能とした（資料1—2 P20）。

③オンライン申告の促進

用紙申告及びFD・CD申告の事業者には、オンラインの利便性を理解いただき、オンライン申告を促進するようにした（資料1—2 P20）。

④教育体制の構築

研修の実施方法につき、ICTを活用するなど創意工夫を図り、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に資するのであれば、いかなる提案でも可能とした（資料1—2 P21）。

(2) 加点項目の変更

上記①～④の加点項目に、「ICTを活用するなど創意工夫」を追記（資料1—2 P7～10）。

女性活躍推進法に基づく認定等にプラチナえるぼし認定及びトライくるみん認定を追加（資料1—2 P11～12）。

(3) 納付義務者数等の明記

納付義務を負う汚染原因者数は現在約8100事業者であり、合併や分割などの組織変更による変動を除き、原則固定されていることを明記（資料1—2 P1）。

(4) 申告関係書類の印刷の追加

従来独立行政法人環境再生保全機構が別途発注していた申告関係書類の印刷につき、印刷物の発注、発送が日程的に決まっていること等を踏まえ、新たに申告関係書類の印刷等業務を追加（資料1—2 P19～20）。

(5) 実施期間の変更

実施期間について、新たに申告関係書類の印刷等業務を追加すること、引継や準備期間を長めに確保する必要があるため、実施期間を令和5年10月～令和10年9月とした（資料1—2 P2）。

(6) 知的財産の帰属等の変更

知的財産の帰属、個人情報保護、情報セキュリティの確保等の修正は、独立行政法人環境再生保全機構の最新の契約に関するひな形にあわせて修正（資料1—2 P23～25）。

3. 入札監理小委員会の実施要項（案）の審議結果について

(1) 納付義務者に対する申告督促

【論点】

公健法第55条第3項の「推計規定」は、申告を行わない納付義務者に対する督促を円滑に実施するための有用な手段であり、その内容を分かりやすく記述すべきではないか。

【対応】

未申告事業者に対する督促によっても制度に理解を得られない場合は、機構が、納付すべき額の決定、納付義務者への通知を行い、国税徴収の例により徴収業務を実施する旨を明記した（資料1—2 P1）。

(2) 企画提案書の添付書類

【論点】

競争参加資格申請時に提出済の書類は提出不要とすべきではないか。

【対応】

登記事項証明書については提出不要とした（資料1—2 P5）。

(3) 従来の実施状況に関する情報の開示

【論点】

今期から追加される新規業務（申告関係書類の印刷、オンライン申告の促進、徴収関連業務従事者の知識向上を目的とした教育体制の構築及び研修の実施）を盛り込んだ内容の入札金額の算定が適切に行えるような記述を追記すべきではないか。

【対応】

従来の実施状況として開示される経費には、今期からの新規業務にかかるものは含まれていない旨を明記した（資料1—2 P34）。

4. パブリック・コメントで出された意見への対応について

パブリック・コメント（令和5年3月6日～3月27日）において、4者から計6件の質問等があったが、実施要項（案）の修正は行っていない。